

ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金概要

補助金名	ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金	
目的	本県でのテレワーク体験機会の提供により、本県への移住促進及び関係人口の創出を図るため、県内のワーキングスペース等のテレワークが実施できる環境下で本県のテレワーク及び生活環境を体験した県外在住者等に対し、補助金を交付するもの。	
事業スキーム	福島県から補助対象者への直接補助	
補助対象事業	1 ふくしま“ロング・テレワーク”体験コース【長期コース】	2 ふくしま“ショート・テレワーク”体験コース【短期コース】
事業概要	1～3ヶ月間、本県に滞在し、ワーキングスペース等でテレワークを実施するとともに生活環境を体験する際の費用の一部を補助する事業	短期間（2泊3日から5泊6日まで）、本県に滞在し、ワーキングスペース等でテレワークを実施するとともに生活環境を体験する際の費用の一部を補助する事業
補助対象者	本県への移住又は本県との二地域居住を希望する者であって、以下のいずれかに該当する者 (1) 福島県外在住の雇用者（正規及び非正規は問わない） (2) 法人（体験者は県外在住者に限る。） (3) 福島県外在住の個人事業主等。	
事業実施期間	本県に訪れた初日を事業開始日とし、本県を離れる最終日を事業完了日とする。	
補助対象経費	次に掲げる費用のうち、申請者が負担した額（注1）の合計額 （注1）雇用者が申請者の場合は、対象法人から支給される旅費や通勤手当等を除いた額を指し、対象法人が申請者の場合は、勤務者が負担した費用を除いた額を指す。 (1) 宿泊費 ①本県に滞在している間の宿泊費（飲食代は除く） ※旅館業法の許可のない宿泊施設又は住宅宿泊事業法の届出のない住宅に宿泊した場合は対象外 ※交通費及び宿泊費がセットになった旅行商品や自治体等が主催する田舎暮らし体験ツアーを利用した場合は対象外 ②本県に滞在している間のマンスリーマンション等に係る賃料 ※管理費や共益費は含むが、敷金、礼金、保証金、仲介手数料、清掃料は含まない。 ※対象法人が申請する場合は、消費税及び地方消費税を含まない。 (2) 交通費 ※公共交通機関利用料及び自家用車やレンタカーの高速道路利用料が対象 ※合理的な経路及び経済的な利用料金とし、レンタカー、タクシー及び自家用車の燃料代等に要する経費は対象外 ※出発日及び到着日以外の県内外の移動に係る交通費は、長期コースに限り、業務に関するものかつ1ヶ月につき1往復のみ対象とする。 (3) ワーキングスペース等の施設利用料 ※ワーキングスペースの月額基本利用料（※長期コースのみ）及び初回登録料（必要な場合）、ドロップイン（1日以下）の利用料が対象 ※ロッカー代や会議室、コピー利用料等は対象としない（基本料金に含まれる場合は対象とする）。 (4) レンタカー代（燃料代、オプション料金は除く）	
補助率	補助対象経費の3/4	
補助上限額	1人あたり30万円	1人あたり1万円/泊
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施期間は30日以上90日以内とし、事業期間中における勤務日は、業務の都合を除きすべて本県でテレワークを実施すること。</li> <li>・滞在期間中、地域交流等の体験（※）を2回以上実施しその結果を報告すること。</li> <li>・事業実施期間における勤務日は、原則、1週間のうち4日以上とする。また、滞在期間中のテレワーク勤務時間の合計は、勤務日×5時間以上とする。</li> <li>・当該コースについては、同一年度に一回のみ利用可能。</li> <li>・SNS等で県内のテレワーク環境や福島を発信すること。</li> </ul> ※地域交流等の例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク施設等が実施する地域イベント等への参加                （本補助金の対象経費と重複する経費が支給又は一部補助されるイベント等は、原則対象外（宿泊が伴うツアーや交通費が支給されるイベント等））</li> <li>・地域団体や企業との情報交換及び交流</li> <li>・県内の物件探しを目的とした、賃貸業者や移住コンシェルジュへの相談</li> <li>・市町村や振興局との地域に関する情報交換</li> <li>・「福島と関わるRoom」に掲載されているキーパーソンの店への訪問                https://link-fukushima.com/</li> <li>・その他地域と関わる活動                （該当するか判断できない場合は、県へお問い合わせください。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該コースについては、同一年度に2回まで利用可能。ただし、長期コースを利用している場合は、同一年度に1回まで利用可能とする。</li> <li>・滞在期間中、地域交流等の体験（※）を1回以上実施しその結果を報告すること。</li> <li>・本県に連続して滞在している期間のうち、滞在日数の半分以上の日はテレワークを実施すること。また、滞在期間中のテレワーク勤務時間の合計は、勤務日×5時間以上とする。</li> <li>・SNS等で県内のテレワーク環境や福島を発信すること。</li> </ul> ※地域交流等の例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク施設等が実施する地域イベント等への参加                （本補助金の対象経費と重複する経費が支給又は一部補助されるイベント等は、原則対象外（宿泊が伴うツアーや交通費が支給されるイベント等））</li> <li>・地域団体や企業との情報交換及び交流</li> <li>・県内の物件探しを目的とした、賃貸業者や移住コンシェルジュへの相談</li> <li>・市町村や振興局との地域に関する情報交換</li> <li>・「福島と関わるRoom」に掲載されているキーパーソンの店への訪問                https://link-fukushima.com/</li> <li>・その他地域と関わる活動                （該当するか判断できない場合は、県へお問い合わせください。）</li> </ul>